

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第2期）

平成24年8月1日改正

社会福祉法人 札幌恵友会

1. 計画期間

平成22年4月1日～平成27年3月31日

2. 実施計画

①育児休業期間中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項についての周知と育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容・業務体制の見直し

- ・職員へ周知、代替要員の確保と業務体制等の見直しを図る。

方法：掲示・ホームページ・ブログ等の活用

期間：平成27年3月31日まで

②子の看護休暇の時間単位取得の創設

- ・一時間単位での子の看護休暇取得ができるよう制度改正を行う。

方法：育児休業等に関する規則の改正

期間：平成22年6月30日まで

③若年者のインターンシップ受入の促進、職員の人材育成の強化・職業訓練の実施

- ・若年者の就労支援の取り組み強化と、人材育成体制の強化等

方法：学生の実習受け入れの拡充、各種職業訓練の実習受け入れ

有期実習型職業訓練の実施

期間：平成27年3月31日まで

以上